

議会運営委員会会議録

令和4年12月15日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:38

【 案 件 】

1. 請願第10号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願

○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「請願第10号 新体育館移動式観覧席の入札に関わる官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり紹介議員として上野伸五議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定をいたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。それでは本請願について紹介議員の説明を求めます。

○上野議員

上野伸五です。「請願第10号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願」を提出させていただいております。特段つけ加えて説明することはございません。中身をよく読んでいただいて、ご賛同いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

請願の理由の中に、後に新体育館移動式観覧席の入札に関わる方々と知りという言葉がございます。会食された方、お1人については、お名前が出ておりますが、残る3人については、どなたなのか。御存じでしたらお教えてください。

○上野議員

落札業者、グッドイナフ株式会社の原田氏、市議会議員については、坂平副議長、もう1名の方については、お名前は伺っておりませんが、女性の方だということでした。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。請願の表題が「新体育館移動式観覧席の入札に関わる官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願」ということになっております。要旨もそのとおりなんですけれども、この新体育館移動式観覧席の入札についてと書いていますけれども、新体育館については、建設工事をめぐる本体の入札についても不透明なことがあったんですけれども、そのことについては官製談合等、この「等」の中に入っておるといようなことでしょうか。

○上野議員

そのようなことではございません。

○川上委員

そうするとこの請願は、移動式観覧席のことだけを取上げて、建設工事、本体の建設工事に

については、請願の意味には入っていないということですか。

○上野議員

はい、おっしゃるとおりです。

○川上委員

そうしますと要旨の中にある官製談合等というのは、移動式観覧席に関わることだということになるんですけども、官製談合は分かりますが、「等」というのはどういうことでしょうか。

○上野議員

職員さんがおられましたので、官製談合ではないかという疑いを持たれたということが1点と、もう1点は、職員さんがおられたとしても官製ではなく、談合という疑いもあるということで、この「等」をつけさせていただいております。

○川上委員

次に、お尋ねしたいのは、この理由があるわけですけども、令和4年2月26日午後6時30分頃、市内飲食店において当時の東契約課長、現行政経営部長、落札業者、市議会議員を含む4名の方々が会食をされていまして。先ほど質問に答えて、グッドイナフ原田さん、それから坂平末雄副議長の名前も出されたわけですけども、この事実は、どのように確認していますか。

○上野議員

請願者の方々からお話を伺ったということでございます。

○川上委員

請願者の方々は3人おられるわけですけども、この事実はどのように確認されたか。紹介議員としては確認していますか。

○上野議員

3人の方々が目撃されたという確認でございます。

○川上委員

もう3人の方が同時に目撃したということですか。

○上野議員

そのようにお伺いしております。

○川上委員

そこで3人の方が同時に、この会食状況を目撃したということなんだけど、紹介議員の上野議員は、これは伝聞ですか。別の何か事実の確認があったわけではないんですか。

○上野議員

その事実を確認していただくべく9月22日の決算特別委員会をお願いをしたところがございます。

○川上委員

この請願書には理由の欄に会食をされていましてというふうに、断定しているわけですね。この事実の確認というのは、紹介議員としてはしていないということですか。していないから、決算特別委員会で、聞こうとしたと。この請願者は、上野議員に決算委員会において上野伸五議員より事実確認の申出を行っていただきましたと書いとるんですよ。上野議員は決算特別委員として、この3人の方の依頼を受けて、事実確認をしようとしたわけですか。それとも、決算特別委員の資格で、自らの意思で、事実確認をしようとしたわけですか。意味は分かりませんか。

○上野議員

もちろん私はこの場にいたわけではありませぬので、請願者の方々からは、お話を受けて、特別委員会で確認をしていただく旨をお願いしたということでございます。

○川上委員

かなり重大な内容の事実認定になっていくわけですね。そうであると私は思うんだけど、聞いただけで、会食されていたと事実を書いている請願書の紹介議員になっているわけですよ。何か別に確信があつてのことではないんですか。

○上野議員

私は9月22日の決算特別委員会で確認をしていただく旨を申入れました。その後11月21日、一般質問の質疑通告で職名を特定させていただきました。それでも、この事実がないということですので、請願者の方々は私たちがうそをついているのかということこの請願を出してほしいという依頼を受けたわけです。

○川上委員

しかし、この請願書提出の段階では、上野議員は会食された事実を会食されていたということが事実だと考えるから、請願の紹介議員になったわけでしょう。何だか分からないけど、紹介議員になったというようなことでもないと思うんですよ。会食されていましてと書いてあるわけですから。その確信を紹介議員としてはどこに持ったのか、お尋ねしているんですよ。

○上野議員

3人の請願者の方々からの言葉を信じて、この紹介議員とさせていただきます。

○川上委員

会食されていましてということを書いてしまっているわけですよ。これを調査しろということではないわけですね。それからもう一つ聞いたのはこの請願者の依頼を受けて、上野伸五議員は、決算特別委員会で事実確認を執行部に求めたのか。それとも、決算特別委員として、自分の資格において、執行部に問うたのか。どちらかについて、もう一度お尋ねします。

○上野議員

請願者からの依頼を受けて行いました。

○川上委員

それは請願者のために質問したわけですね。

○上野議員

請願者から依頼を受けましたが、飯塚市の行政として、こういうことがあったのかどうかということも含めてお伺いをいたしました。

○川上委員

上野議員は、決算特別委員会について、今回については、請願者3名の依頼を受けて、決算特別委員会で質問したということですね。それ確認していいですか。

○上野議員

そのときのご依頼の人は、1名の方です。

○川上委員

1名ですね、それ確認します。その1名の方の依頼を受けて決算特別委員会で、事実を確認しようとしたということなんですね。この請願者は、東部長は事実を隠蔽しようとしていますと書いていますね。東部長のどういう行為、言動をとって隠蔽しようとしているというふうに、言っているんでしょうか。分かりますか。

○上野議員

先ほど申し上げましたように9月22日の調査依頼、11月21日の私の一般質問の質疑通告で職名を特定しているにもかかわらず申入れがないということから、この会食の事実を隠蔽しようとしているということでございます。

○川上委員

この会食、ここでいう事実は会食のことを言っているわけですね。そこから何か後ろめたい事情があると考えざるを得ないというふうに、請願者はおっしゃっているんですけど、ここは

何か、何か1つか2つか、間に何か要るんじゃないかという気がしますけど、会食した事実を東部長は聞かれて、あなた食べたでしょうと一緒に会食したでしょうと言って、直接本人に聞かれてそれ食べてませんか、坂平さんと一緒ではありませんでしたとか、あるいは答えなかったとかいうことがあったんですかね、東部長本人が。

○上野議員

いやそれは私が調査したわけではありませんので分かりません。

○川上委員

時間的なことがあるのかもしれませんが、東部長は新聞に問われて、認めていますよね。新聞社によって記事の報道は違うんだけど、後にとということでしょうけど、坂平末雄副議長とということまで、しゃべっていますよね。だからこの請願者が請願を出す段階では、東部長は、会食した事実、会食があった事実、隠蔽する言動しておったのか。ちょっと気になりますけど、そこは紹介議員としてどう思われたんですかね。

○上野議員

12月6日の一般質問の場において、総務部長の答弁の中で、11月28日に本人から申出があった旨を、私は初めて聞きました。請願提出期限は12月1日ですので、その時点では、私は申出があったことを知りませんでしたので、そこまでは隠しておられたというような認識でございます。

○川上委員

それと執行部にお尋ねしたいんだけど、執行部の調査――。

○委員長

今、紹介議員に対する質疑で。

○川上委員

そこで、上野議員最後なんですけど、私はこの移動式観覧席問題については、本会議でも、繰り返し取上げられていると思うけど、もともとは、新体育館そのものを、どうかということあるんですけど、是非そのものがありますけれども、(株)サカヒラ、それから九特興業、赤尾組が、大手ゼネコンと企業体をつくって――。

○委員長

川上委員、請願の趣旨と離れていますので。

○川上委員

本体工事をめぐる入札において、不透明な事態が生じましたよね。その過程で、この移動式観覧席の発注そのものが、その段階で用意をされたのではないかという疑惑もあるんですよ。議会の本会議でも取り上げられました。その点からいうと、この際、移動席観覧席についてのみ、または、その4人が会食をしたのを見た、見てないということだけで官製談合等、移動式観覧席問題の官製談合等の調査のために百条調査というのではちょっと話が大きい疑惑が小さい疑惑になって、請願されているように心配するんだけど、私は、全体についてゼネコンが絡んだ、先ほど言った地元の3者が絡んだような入札不正の疑いも含めて官のかかわりも含めて、大きな疑惑の中でこの観覧席問題疑惑も取上げたほうがいいと思うんだけど、今回の請願趣旨の中には、それは、先ほどは入っていないということのように聞きましたけど、そういうことですかね。

○上野議員

川上委員のようなお考えもあるかと思いますが、本請願に関しましては、タイトルにもありますように、新体育館の移動式観覧席の入札に係る調査ということで限定をされております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

先ほど川上委員からの質問で、この3名が会食を目撃されたということでしたが、市議会議員は選挙でポスターとかいっぱいあるので、御存じの方も多と思われるのですが、その3名の方たちが、なぜ契約課長や落札業者の方を御存じだったのでしょうか。

○上野議員

なぜ御存じだったのか、その理由についてはお伺いしておりません。

○瀬戸委員

令和3年9月2日に、飯塚市の建設及び土木工事、S1ランクの指名業者17者から「総合評価落札方式による入札制度に関する請願」が市議会に提出されました。この請願には、そのときの提出者が含まれていると思いますが、間違いないでしょうか。

○上野議員

すみません、私は確認をしておりませんので、この場で即答はできかねます。

○瀬戸委員

紹介議員は、12月6日の一般質問の中で提出に至る経緯には、当該職員とほかの業者との関係の疑義も積み重なっておられるようで、固い意思の下に提出されましたと述べられましたが、当該職員とほかの業者との関係の疑義とはどのような内容でしょうか。

○上野議員

そのことについては、公にしていいか悪いかというのは請願者にお聞きしておりませんので、この場での答弁は、お答えは控えさせていただきたいと思いますが、さきの一般質問の際に申し述べました請願者の皆さんの覚悟というのは、ちょっと私の言葉足らずのところがありましたので改めて、説明をさせていただきますと、請願者は本請願を提出することによって、たとえば会食の事実を申出なかった、隠していたとはいえ、1人の職員の将来に大きな影響を及ぼす可能性があるという葛藤、ジレンマと闘っておられて、最終的にこの提出を断行されたという覚悟を持ってということですので、改めて説明をさせていただいておきます。

○瀬戸委員

ということは請願者は当該職員に対して、その疑義を含め否定的な感情を抱かれたということでしょうか。

○上野議員

否定的という言葉が正しいかどうか分かりませんが、疑義を持たれたということですので、ごめします。

○瀬戸委員

では紹介議員の上野議員はその話を聞かれて、当該職員とほかの業者の関係で疑義を生じることが感じられましたでしょうか。

○上野議員

そのお話だけではなくて、私自身先ほどから申し上げていますように9月22日以来、いろんな形で投げかけておりますけれども、それに申出がないということで、私自身はそのことについて疑義を感じております。

○瀬戸委員

先ほど言った9月議会で不採択となった「請願第9号 新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」も同様に、百条を設置してくださいという趣旨の請願でした。請願にもありますように、紹介議員は、9月最終日の請願の採決ではこの時点で、事実を把握していたわけですが、採決において反対を表明されました。間違いないでしょうか。

○上野議員

そのとおりでございます。

○瀬戸委員

紹介議員は12月6日の一般質問の中で請願者自身が大きなリスクを抱えることをいわず、

請願提出を断行されました。この覚悟を持った訴えを、議会への失望に変えることなく、真摯に応えることが、私たち議員の議会としての役割、責務だと考えていますと述べられていますが、前回の請願者の方も、具体的な内容ではありませんでしたが、同様に大きなリスクを抱えて、提出され、各議員はそれぞれの責務において、賛否を表明したと思っています。紹介議員は今回の請願者の話を聞いていた9月の採決では、賛成して当然のはずですが、前回の請願に反対し、今回の請願を提出した理由の説明をお願いします。

○上野議員

調査中でしたし、ご本人さんが、本当に自分のことだよと、自覚があるのかどうかというのは、その時点では分かりませんでしたので、その時点では反対をさせていただきました。

○瀬戸委員

それでは、紹介議員は、これまで市の職員や業者の方とともに会食は、行ったことはないのでしょうか。

○上野議員

職員さんとの会食については、私はあります。業者等を申しまして、会食をしたことはあると思います。

○瀬戸委員

そのご自身の今言われたことと、請願者から今回の契約課長、落札業者、市議会議員が会食されたと聞かれて、ご自身の経験による会食と違うと感じられたということでしょうか。

○上野議員

請願理由にも書いておりますように特定の入札に関わる方々だということでございます。

○瀬戸委員

信憑性や確実性のない談合情報は逆に入札を混乱させるものであり、故意に入札への妨害行為としてなされるケースもあります。この請願では、職員と関係業者、議員との会食の事実から官製談合が疑われているとされています。私も、会食の事実については不適切であり、関係者には十分反省していただきたいと思いますが、これをもって、官製談合がなされたとする請願者の主張は主観的であり、確実性に乏しいと考えています。紹介議員は、本請願の紹介議員として、請願内容を十分に精査され、責任を持って紹介議員となられたと思いますが、本件から官製談合が疑われている点はどのような点でしょうか。また、その確証はどこにあると思われますか。

○上野議員

書いてありますように特定の入札に関わる方々が集まっておられるという点で疑義が深まっているという点が1点、9月22日から幾度となく調査の申入れ、また質疑通告をして職名までも特定されているにもかかわらず、申出がなかったという点でございます。確証を得るためにこの百条委員会の設置を求めています。

○瀬戸委員

談合は当然ながら犯罪行為となります。請願者は警察に届けられたのでしょうか。

○上野議員

検討されておられるようですが、まだ届出されたという報告、またお話はお聞きしていません。

○瀬戸委員

もう少し詳しい理由があれば、今の届けられていないという理由についてです。

○上野議員

それは、私自身は分かりません。

○瀬戸委員

では談合は犯罪ですので、警察が調査するべきではないかと考えますが、それよりも百条委員会の設置を求められる理由は何でしょうか。

○上野議員

それは、私自身は分かりませんが、請願者から百条委員会を設置していただいて、議会においても調査してほしいという依頼を受けた次第でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

それでは紹介議員に対する質疑を終結いたします。上野議員、本日はお忙しいところありがとうございました。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

私は既に、9月定例会において、この移動観覧席の取得に関する議案について反対討論し、その中で先ほど述べましたけれども、本体建設工事をめぐる不透明感いっぱいの入札を含めて百条調査を行うように、議員の皆さんには呼びかけたところです。それで今回の請願そのものについては、疑惑を体育館問題全体ではなくて一部に縮小している、切り取っているきらいはありますけれども、ここから入って行って全体の疑惑を究明するということが、百条調査ではできると思うんですね。それはそれとして私は、9月定例会の前の6月定例会で、市の幹部の中に、体育館建設をめぐって、任意の事情聴取を受けた者がいないかお尋ねをしましたね。なかなか難しい答弁を繰り返したわけですが、調査はしていないけれども、そういう者はいなかったと、いないと信ずるということではなくて調査はしていないけれども、そういう者はいなかったということなんですね。既にそのときには会食の問題もありますよ。近年のこともありますが、この任意の事情聴取があったのか、なかったのかちょっと答弁を求めます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:31

再 開 10:32

委員会を再開いたします。

○総務部長

前回、答弁いたしておりますとお把握はいたしていないところでございます。

○川上委員

今回請願に関わって会食あったと指摘されて、既に東部長も認めているわけですよね。今になっても、任意の事情聴取を受けたことがないか、どうか。調査してないんですか。

○総務部長

任意の事情聴取を受けたという点については、調査はいたしておりません。

○川上委員

なぜ、しないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:33

再 開 10:34

委員会を再開いたします。

○総務部長

その任意の事情聴取自体の情報網は、私どもで持ち合わせておりませんが、本来例えばその業務を通じまして、そういった任意の事情聴取を受けるといったことが職員に起こりま

した際には、職務上もきちんと上司に報告することになっておりますし、調査をせずとも、そういうことについては、きちんと申入れがあるものと認識をいたしております。

○川上委員

まるで旧統一教会と自民党の調査の関係ですね。えっと6月定例会の会議録を見たら分かるんですよ。市民協働部長が、新体育館について参加入札を行っていますとことで説明するでしょう。次々に中止になってくると。私がそういうのは飯塚市では普通のことですかと聞きました。そうすると総務部長許斐さんが、以前の例としては、幸袋の小中一貫校に入札について不落による2回の入札があったという実績があるというでしょう。それは私が共通の勢力の関わりを感じさせるものが、今の答弁からありますねと。そこで7億円の増額ですよ。指摘して新体育館をめぐる一連の経過の中で任意の事情聴取を受けた幹部がいないか、この際もう一度伺いますと聞いたなら市民協働部長久家さんはおりませんと言ったんです。私は引き取って、市長どんな調査しましたかと言ったんですよ。

○委員長

請願の質疑からちょっと離れていますので、戻してください。

○川上委員

それで、そのとき片峯市長はフミン酸のこと言っているんですねと言ったんです。それでこう言ったんですよ。聞き取り調査やいろいろ言われるので、任意の事情聴取を受けていないかどうかを聞いたんですと言ったら片峯市長は、そういう職員をおりませんでしたと過去形で言ったんです。それで私は念を入れて調査をしたのかと聞いたんだと言った。そしたら市民協働部長は、調査をいたしておりませんと言いました。だから当然私は、今の市長の答弁は何なんですかというふうに聞いたわけですよ。調査していないのに、そういう職員がいなかったというように聞こえたわけですよ。私には。いずれにしても調査していないけどそういう職員はいないというのが、6月定例会における市長を初めとする執行部の答弁なんですよ。市民協働部長が締めくくっていますよ。任意の事情聴取を受けた幹部がいなかったという調査結果であります。調査してないのに調査結果が出るという不思議だねと言って指摘したんですよ。そこで質問を繰り返しますよ。その後、紹介議員が指摘したような請願が指摘したようなことも指摘される中で、いろいろ事情を確認したようですが、この警察から任意の事情聴取を受けたのかどうかということについて、相手が言うてくるまではこっちから聞かないと片峯市政はそういう市政かというふうに思って心配するわけですよ。だから、これまでしなかったと。そしたら永遠にしないですか、相手が、東部長が言うてくるまで、ずっともう聞き取りもしない。そういう態度かということをお尋ねしましょう。

○片峯市長

私ども、いわゆる警察、関係機関のほうから、談合情報等がありましたら、それについての協力依頼も受けて、私どもも業者や、それからもし職員等がそれに絡んだ官製談合ということでありましたら、それについて調査をいたしますが、今、質問者がおっしゃる点については、関係機関等からもそういう官製談合を含む談合等について、実際の間合せ等もあっておりませんので、そういうふうな根拠なしに職員を抽出してなるんでしょうが、特定してこんなふうな話もあるけど、君はそんなことないよねとかいうようなことを聞くことそのものが、もう職員との信頼関係を損ないますし、人としてすべきでないと思っています。そういうことを本人に問うべきことは、何かしらの事実や根拠に基づいて、なすべき行為だと思っています。今回、一緒に会食をした。そのことが、疑惑の根底にあるということでございますので、その根拠に基づいて、私どもとして、調査をすべきと思っています。その調査の内容については、担当のほうから説明をさせます。

○川上委員

人としてなすべきではない。意味不明ですよ。あなたは市長としてそこに座っていて、市長

として今答弁したわけですよ。市長が、職員倫理に関する条例のみならず、公務員として、いつも正しい行いをしているかどうかという指導監督する立場にはありますよ。その問題を、市長と部下との関係を、人と人との関係に置き換えて、責任を免れるようにするのはみにくいよね。本当にこういうすり替えというんですよ、こういうのは。6月定例会以降も何の調査をしていないけどもいませんとやったんですよ。調査するべきではないと言わなかった。

○委員長

この請願についての質疑ですので、かなり離れているので。

○川上委員

それで部長、いろいろ事情聴取したんでしょう。しかし、任意の事情聴取を受けたか、警察からについては聞かないし、しゃべらせたくないという、そこにあなた方の慣れ合いとかがあるのではないんですか。この慣れ合いというのは官製談合をやっていく上では、潤滑油になりますよ。しかも、今後そういう反省の上に、反省もしていないんだけど、今後やるのかということについては、答弁せずに違う話をわざわざ市長が立ってする。総務部長が今から答弁するように、市長が言うんで、許斐さん、今後どうするのかちょっと聞かせてください。

○総務部長

調査と言われておることについて、ちょっと整理してお答えをさせていただきたいと思ます。今回の会食に係る件につきましては、先ほど紹介議員の方も申されておりましたが、9月議会において会食の事実がある職員がいるので、どうかというご指摘をいただいております。それにつきましては、日時が1月某日、あるところである幹部がといった内容のお話でございましたので、本人特定には至っておりませんことから、注意喚起文と職員倫理上、こういうことをなした職員については申出なさいといったことで職員に対して全庁周知を行い、対応をしたところでございます。その点についてはその時点で申出がございませんでした。12月議会の一般質問通告におきましては、当該職員の役職名が示された中で、質疑通告がなされましたので先ほど来、申しておりますように、11月28日付で本人が会食の事実がありますといったことの申出を行いました。現時点におきましては、申出の内容を確認するために、本人からまずは会食時点での内容について聞き取り調査を行ったところでございます。これにつきましては、今後、職員倫理条例上の規定がございますので、それに準じて会食の事実、あるいは関係者からの不正な働きかけがなかったかどうか、そういったことについて申出の担当職員を含め、関係者の方にも話を聞くなどの作業を今から調査としては進めていくところでございます。先ほどの川上委員からおっしゃっておられました警察から、体育館建設の工事全般について警察から任意の事情聴取を受けた者がいないかといった調査依頼については、今回そのことについては、我々現時点での調査においては、そのことを対象として調査をしておりません。

○川上委員

それは間違いでしょう。市民に向けて、公正で透明な市政運営を貫くとか、そのほか今回指摘されているような官製談合等の疑いについて真摯に市民と向き合うと、請願者だけじゃないですよ。片峯市政が市民と向き合うためには今のような調査だと、その調査そのものがこの程度で幕引きを図る調査になりかねないですね。それで会食について、それは私ですというふうに本人が言ってきたように言うけど、言うまですっと待ったわけですね、あなた方ね。そういう及び腰というかさ、慣れ合いの姿で、何ができるのかと市民は思いますよ。大体この会食は、定例の会食だったんですか。たまたま1回だけの会食だったんですか。見られたのが、請願者が言ったのは2月26日というだけで、その日だけなんですか。

○委員長

川上委員、実質の内容の審査に入っていますので。

○川上委員

だから合併前の穂波の時代から当時は町会議員でしょうけど、坂平末雄氏と東氏のみならず、近い職員の間で、こういう飲み食い、日常的な監視機関のメンバーである議員と執行部のメンバーで職員と、のりを越えた交際があつてなかったか。中核的には、この東部長がどうであつたかと。1回限りのことですかということを官製談合とか一夜にしてならないんですよ。1回御飯食べたぐらいでは。長い付き合いがあつたり、するか、一夜でできるとすれば執行部の最高指導部から話があつたときにしかできませんよ。

○委員長

川上委員、再三言いますけど、実質審査に入っています。

○川上委員

だからちょっとそこの調査について、本当に疑惑があるかどうか今考えているんですからね。執行部がきちんこの問題に向き合っていないという現実、あるいは向き合おうとしない現実の中にこそ、官製談合の温床にある。だから、この請願はまともだと思いますよ。だから、会食したかどうか、そこでちょっと数字をひねって何かしたかとか、普通あり得ないです。本当の話合いは別のところでしょう。そしたらこのとき話していませんとなるでしょう。あなた方が官製談合のこれまでの温床を容認してきたし、今の態度では、これからもそういう危険性がつきまわっているし、そこまで反省してもらわないと、この請願の審査も真剣にはできない状況に今なっていると思いますよ。片峯市長、さっき何か言いたかつたんでしょう。言ってみてください。

○片峯市長

例えば、2点あります。1点は、川上議員が議会で質問したのに、何で職員に聞き取り調査確認せんのかとおっしゃいますが、例えば川上議員がどうも疑わしいと、何かあつたに違いないと入札を何回も繰り返したじゃないかということ根拠に職員に調査したり、職員を、それに関わる職員複数を呼んで確認するとかいうようなことは、私は今までいろんな職場におりましたが、そういう組織運営はしたことはありません。それが1点です。もう1点は、官製談合がさもありませんみたいにおっしゃいますが、はっきり言いますと私が市長になって6年になりますが、その前は別にして、この6年間、100%入札ゼロになったんですよ。この事実がありながら、なおのことまた官製談合の温床があるんじゃないかと。私も川上議員と同様に、そんなことあつてはいかんとおもっていますし、業者間における談合も、あるべきでないと思っています。しかしながら、いろんな方策をとりながら、そうでない環境の透明性、そして公平性のある飯塚市にしたいとおもって、いろいろとルール設定をすることで、市政運営に当たっておりますので、何かあるんじゃないか、なんかあるんじゃないかというような思い込みと決め規定は、非常に不本意でございます。

○川上委員

それで私がさっき6月定例会でと言つたのは、任意の事情聴取を受けた者はいないのかと聞いたんですよ。それに対してあなた方は調査していないけどいせんと答えたの。だからそのときに調査しようと言つていませんよ。自発的にするだろうと思つたけど、していないというのは今分かつた。それから入札率100%というのは、学校関係が多かつたんですよ。特に官製談合、新卒の官製談合と指摘してきたのは鎮西小中一貫校ですよ。そのとき、前市長でしょうけど、あなたは発注にかかわりがないわけではない、教育長だつたでしょう。何だか俺は関係ないんだみたいなことを市長は、今言うのはちょっとおかしいよね。以前の100%落札率――。

○委員長

川上委員、再三言いますけど、本日の審査は、請願を採択するかどうかです。

○川上委員

だから市長の言い方から言えば、官製談合の疑いがあつたということですよ。学校関係の

100%の落札、疑いがあったということを市長はお認めになったんだろうと思います。ちょっと気合を入れて、この請願を採択して、百条調査をやろうではないですか。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

先日、12月6日の上野議員の一般質問で、新体育館移動式観覧席の入札における当時の契約課長と利害関係者との会食についての答弁において、飯塚市からそのような事実はないという回答だったんですが、間違いないですか。あわせて、その後の経過について説明をお願いします。

○人事課長

12月6日の一般質問における総務部長が答弁しました内容でございますが、令和3年度決算特別委員会において、令和4年1月某日、ある事業の担当者と職員が会食をしたようなコンプライアンス違反の事例があるというご指摘をいただきました。本件につきましては、事象の特定がしがたいものでございましたので、令和4年10月4日に、市長名で全職員に対し、飯塚市職員倫理条例の遵守についてを発出し、職員の倫理行動基準、管理監督者の役割等について周知を行ったこと。また同日、総務部長名で所属長に対し、飯塚市職員倫理条例に定める管理監督者の責任及び役割について発出し、所属職員の行動に関し適切な指導及び監督を行うとともに、不正な働きかけがあった旨の報告を所属職員から受けた場合には、当該職員に適切な助言を行い、速やかに上司等に報告するよう通知したことについて対応経過をご説明し、結果について、総務部長名の発出に対し不正な働きかけがあった旨の報告については行われていないと答弁をいたしております。それが9月の決算特別委員会におけるご指摘に対する対応でございます。

次に、当該職員から申出があった経緯につきましては、今回、12月定例会の一般質問の通告がなされた際、当時の契約課長と利害関係者との会食についてという具体的な事情が提示されましたことを受けまして、11月28日付で、当該職員から本件については自分のことではないかという申出があったものでございます。これにつきましては、職員倫理条例に基づき、現在対処しておるところでございます。

○瀬戸委員

この請願を踏まえ、該当する諸職員に対し調査等は行われましたが、もし実施したのであれば、その結果はどうでしたでしょうか。

○人事課長

11月28日に当該職員から申出がありましたので、11月29日に申出内容の聞き取りを行っております。当該職員からの聞き取りによりますと、会食日時につきましては令和4年2月26日、17時30分から20時頃までと伺っております。また、会食場所については市内の居酒屋ということでございます。会食した相手方でございますが、請願に書かれておりますように飯塚市議会議員1名、市指名業者の代表者1名、その他1名でございますが、その他1名につきましては、業者ではない市民の方ということでございます。会食時においては、職員倫理条例第7条に規定する不正な働きかけにつきましてはないということの申出でございます。また、飲食代金でございますが、当該職員自身の飲食代金相当の5千円を支払い、飲食は当該店舗のみで、飲食後は帰宅したとの申出でございます。なお、当該職員は、市指名業者の代表者は、当該議員の後援会長であるという思いのほうが強かったことから、退席はいたしておりません。今、考えれば、会食時に同席することとなった時点で、退席すべきだったと反省しているということでございます。以上が当該職員の聞き取りの概要でございますが、今後、引き続き対処してまいります。

○瀬戸委員

現時点において、当該職員が職員倫理条例に反していることはありますでしょうか。

○人事課長

現時点では、当該職員からの申出と、その聞き取り調査等を行っている段階で判断には至っておりませんが、職員倫理条例第5条において、職員の倫理行動規範を定め、また、同条例施行規則第4条において、具体的な禁止行為等を定めておりますので、これに従い対処してまいります。

○瀬戸委員

では、違反している事案に対する当該職員に対する処分はどうなりますか。

○人事課長

職員倫理条例施行規則別表におきまして、違反行為の種類、標準的な処分量等を規定いたしております。これを参考にいたしまして、人事諮問委員会において判断することとなります。

○瀬戸委員

飯塚市職員倫理条例において、職員が議員と会食することを禁止する規定は定められていますか。

○人事課長

職員倫理条例における禁止行為は、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止、制限等、職員の職務に利害関係を有する者との接触の防止などが定められております。これらの利害関係者とともに飲食することは禁止とされておりますが、この利害関係者に議員は含まれておりません。

○瀬戸委員

飯塚市政治倫理条例において、議員が市職員や業者の方と会食することを禁止する規定は定められていますか。

○人事課長

特別職及び議員につきましては、飯塚市政治倫理条例第4条の第1号から第7号において政治倫理基準が定められておりますが、議員が市職員や指名業者と会食することを禁止するという規定は定められておりません。

○瀬戸委員

新体育館移動式観覧席の入札に関して、契約課長という役職はどういった権限を有していますか。落札業者が入札において有利となるような働きかけが可能な立場にあるのでしょうか。

○契約課長

今回の移動式観覧席の入札につきましては、1件2千万円以上の備品の購入契約に係るものでございますので、本市事務決裁規程では市長決裁事項に該当いたします。なお、当該規定には、1件2千万円以上の備品の購入契約に係る競争入札の参加者及び随意契約の相手方の決定、予定価格の決定及び契約締結に関する事、これにつきましては市長決裁事項であると規定をされております。この規定に基づきまして、契約課長は入札の参加者の案について起案をいたしますが、最終決裁者は市長となっております。また、予定価格の決定につきましても市長が行っております。今回の移動式観覧席の入札におきまして、契約課長は入札の参加者の決定、それから予定価格の決定、契約締結に関する事、このいずれの決定権限も有しておりませんので、契約課長という役職につきましては、質問委員がおっしゃいます落札業者が入札において有利となるような働きかけが可能な立場にはないというふうに考えております。

○瀬戸委員

この際でするので、物品の入札に関する一連の流れについて説明していただけますでしょうか。

○契約課長

物品の入札に関しまして、本市では備品購入契約事務取扱要領を定めており、これに基づき事務を行っております。一般的な事務の流れということでご説明をいたしますが、まず、事業

の担当課におきまして、購入する物品の納入スケジュールを確認いたしまして、仕様書を作成いたします。その後、参考見積書を徴収いたしまして、執行伺書を起票し、決裁をとることになります。この執行伺いが決裁された時点で、その購入する物品の仕様と金額の上限が決定するということになります。その後、事業担当課が、その決裁後の執行伺書を契約課のほうに提出しまして、入札の依頼を行います。契約課ではその依頼を受けまして、業種及び指名業者の確認を行い、指名伺書を起案、決裁を受けます。これが先ほど答弁いたしました市長決裁を受けるということですが、この指名伺が決裁された時点で指名する業者というのが決定いたします。その後、指名業者への指名の通知を行い、事業担当課による質疑受付、回答を経て、入札実施という流れになります。

ただいま説明をいたしました物品購入の手続の流れを大きくまとめますと、購入する物品の選定などにつきましては、事業の担当課において、決裁権者の決裁の下に決定をいたしまして、契約課におきましては、その後の入札手続のみを行うという事務の流れになっております。

○瀬戸委員

利害関係者と会食を行ったことについて、当該職員について処分を行うことは当然と思いますが、請願者は官製談合等の疑いがあると主張されています。この点も含めて、今後の調査をどのように考えていますか。

○人事課長

飯塚市職員倫理条例に関する事案につきましては、現在、当該職員からの申出及び聞取調査等を行っている段階であります。さらに調査を進めまして、関係者への事実の確認等を行い、職員倫理条例施行規則別表に規定しております違反行為の種類、標準的な処分量定に基づき、今後、人事諮問委員会において判断することといたします。

○契約課長

契約課のほうにつきましては、本市では、談合情報をもたらされた場合の対応といたしまして、飯塚市談合情報等対応マニュアルを定めておりますが、このマニュアルに準じまして、現在、調査を行っているところでございます。

○瀬戸委員

その調査結果が出るまで、どの程度の期間を要しますか。

○人事課長

飯塚市職員倫理条例に関する事案につきましては、現在、当該職員からの申出及び聞き取り調査を行っている段階であり、現時点で具体的な期限を申し上げることはできませんが、迅速に対処してまいりたいというふうに考えております。

○契約課長

対象業者からの事情聴取等を行うこととなりましたら、相応の時間を要すると思いますが、でき得るだけ早期の調査完了に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

質問と答弁を聞いていまして、請願の趣旨の理由のやはり最初の事実確認のところに関わることが重要で、今、当該部長に対しては聞き取りの途中ということだったんですかね、何回、今聞いているんですか。

○人事課長

本日までに当該部長に対しましては、本日までに3回の事情聴取を行っております。

○川上委員

3回の日をちをさっき言われましたかね。1回目いつ、2回目いつということ。

○人事課長

まず、1回目の調査でございますが、令和4年11月29日火曜日に実施をいたしております。2回目の調査は令和4年12月6日火曜日に、3回目は令和4年12月7日水曜日に実施をいたしております。

○川上委員

これは、調査は時間がかかるとよくないことが起こる危険性があるので、一気にやってしまったほうがいいと思いますけど、丁寧に。それで、2月26日と言われるんだけど、このときは少し分からないんですよ。最初からみんなで会おうねということで、約束して行ったのか、それとも、さっきからの聞きようによっては、あとで業者が加わったかのように聞こえる場面もあったんだけど、そののところが聞き取っていますか。

○委員長

川上委員、それは実質、調査に入っています、それは。

○総務部長

調査内容についてのお尋ねだと思います。先ほど人事課長のほうが、調査の聞き取りの内容の一部を答弁いたしましたけれども、これにつきましては、既にちょっと申立人、当該職員のほうが新聞報道等に対して話しておる件で、既に外に出ているものをちょっと概要としてお話をいたしましたところですよ。今質問委員が言われますとおり、要はどういった形での会食の誘いがあったかとか、頻度でありますとか、そういったことについても、しっかり調査を、聞き取りをやっておるんですけども、現在、関係者のほうに調査をかけたことも聞かれていますので、この中では詳細な答弁をしていないという状況でございます。

○川上委員

そうしたら、当日夜に関わることなんだけど、業者と市民の方と坂平副議長にもまだ聞いていないんですか。

○総務部長

関係者の方が3名おられますけれども、そのうち1名についてはもう聞いております。今から予定をして、調査をかけていきますので、できるだけ、ちょっと言い方が変ですけども、証言を合わせていただきたくない、正確な情報が我々も知りたいので、言われる趣旨での、例えば、どういった形でその会に参加するようになったかといった詳細については、きちんと確認をするようにいたしておりますけれども、この場で、今時点でお話することは控えたいというふうに考えます。

○川上委員

坂平末雄副議長は百条調査を設置するかどうか、請願の採択とか、あるいは設置する場合のときには賛否にも関わる人物なんですけど、この方にはまだ聞いていないのかと聞いたんですよ。

○総務部長

聞いております。一度、調査をかけております。

○川上委員

それは、何かの権限に基づく行為ですか。

○総務部長

すみません、調査と申しましたので、そういったふうに受け取られると思いますが、確認をしたということでございまして権限に基づく行為ではございます。

○川上委員

ここに坂平末雄副議長がおってもおかしくない状態なんです。秀村さんもそうですけど。そうしたら、聞き取りをしたのはいつのことか教えてください。

○委員長

川上委員、再三言いますけれど、実質の調査入っています。これは百条委員会を設置するか

否かの、請願を採択するか、どうかのあれですから、中に入るのはもうやめてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:12

再 開 11:20

委員会を再開いたします。

○総務部長

先ほどの日時の件でございますが、12月13日でございます。

○川上委員

先ほど瀬戸光委員の質問に対して、契約課長が、職員が議員と会食するのは何ら問題がないかのように言われたんですけど、そういうことなんですか。

○総務部長

ちょっと先ほど答弁したのは人事課長でございますので、すみません。議員と職員が、会食することがどうかといったことのお尋ねであったと思っております。これにつきましては職員と議員が会食することがいいですというような回答ではなくて、我々が対象となっております職員倫理条例における禁止行為が、明確に規定をされております。その中に、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止、制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触の防止などが定めておりますけれども、これらの利害関係者ともに飲食をすることは禁止をされております。ただし、この利害関係者の中に議員が含まれていないという答弁をいたしましたものでございます。

○川上委員

そうするとそれは職員ですね。市長ほか特別職の場合は議員との会食についてはどういうことなんですか。

○総務部長

特別職と議員の会食の件でございますよね。今、そうですね。特別職につきましては先ほど申しました職員倫理条例の対象とはなっておりません。特別職は議員の皆さんを含めまして、政治倫理条例の下での倫理基準が設けられておりますので、ただし政治倫理基準の中におきましても詳細に職員と会食をしていけませんといったことは項目はございませんが、政治倫理条例におきましては、自身の影響力を不正に行使することなく、自己の利益を図ることのないような必要措置が設けられております。これに基づいてそれぞれで判断をいただくといったことになろうかと思っております。

○委員長

川上委員、またそれでございますので請願に戻してください。

○川上委員

請願の中で官製談合等という言葉があるんですけど、私は私で官製談合とは、こういうものと、談合はこういうものというふうに考えて質問しておるんですけど、そこで執行部のほうが市長の側は、この官製談合はどのような認識、概念なのかね。また談合というのはどのようなものなのか。同じこと言っているのか。ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○契約課長

一般的な談合ということでございましたら、入札に参加する企業間が話し合っ、入札の競争を疎外・妨害するなどの行為が談合ということで、それに官製談合も大きな意味では含まれているというふうに考えております。官製談合につきましては、談合に執行部の側と申しますか、市の入札を執行する側の職員が加わって行われる談合というふうに認識しております。

○川上委員

その官製談合について、何ていうかな、特徴的に言ってこういった官製談合がある、こういった官製談合がある、こうした官製談合があるというようなことがあるんでしょうか。

○委員長

川上委員、再々言いますが、もう中身に入らないでください。

○契約課長

官製談合などの類型というふうに質問委員をおっしゃいましたけれども、今、どのような類型があるというような、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○川上委員

さっき職員と議員の関係、それからここに業者が乱入してきますからね。市長ほか特別職と議員の関係も、お尋ねしたんですけど、適切ではないが、法律違反ではないというようなことを、あるいは正しくはないが、法律違反ではないというようなことを、飯塚市政、片峯市政へのスローガンにするなら図書館問題だけではなくて、どこまでも、このスローガンで市政がゆがめられていく危険があるなと思うんですよ。それを、今回の請願を採択し、百条調査を設置することによって実情を明らかにして、防いでいくことが今後、事に貢献できるんじゃないかと思うんで――。

○委員長

川上委員、討論のところで言ってください。ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩をいたします。

休 憩 11:26

再 開 11:34

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「請願第10号」に賛成の立場で討論を行います。確かに、質疑の過程で申し上げましたけれども、この請願には、第一に、体育館建設をめぐる全般についての疑惑に目を向けておらず、移動式観覧席にのみ問題意識を持っておるという弱点が確かにあります。また、会食を断定的に、この段階で捉えていることについてなど、事実の確認において弱点もあったらうと思います。

しかしながら、請願は全体として、公正で透明な飯塚市政の実現を求める立場からこの百条調査を求めているというところが非常に大事だと思います。それでこの請願の上に立って、百条の対象を拡大しながら、設置することができれば、一連の不透明な事態というのは解決が可能であり、ひいてはそれが片峯市政を公正で透明な市政に切替えていくということに貢献できるのではないかというふうにも思いますので、ぜひ、請願を採択したいというふうに思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありますか。

○瀬戸委員

私は「請願第10号 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合の調査のために百条委員会の設置を求める請願」に反対の立場で討論いたします。先ほど執行部が官製談合等の疑いについて、現在も調査を進めており、その結果を議会に報告するという答弁はありました。しかし、官製談合は、先ほども申しましたように犯罪行為であるため、百条委員会というより警察のほうに調査を請願者には、相談に行っていたいただきたいと思います。賛成することはできません。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第10号 新体育館移動式観覧席の入札に関わる官製談合等の調査のために百条委員会の設置を求める請願」を採択することに、賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本件は、採択すべきものと決定をいたしました。

これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。